申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども）　② 住所（郵便番号も）　③ 氏名（ふりがな）　④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも）　⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）　※申し込みは1人（1組）1通です

税金

税務職員を装った不審な電話にご注意を

電話で税務職員を名乗り、口座番号や勤務先を聞き出そうとする事案が発生しています。不審電話には、すぐに回答せず、お問い合わせを。

問 税制課☎(211)2282

＜木曜は夜間納税相談日＞

市税事務所では木曜に20時まで納税相談を行っています。

問 市税事務所（**下表**）の納税課

＜インターネット公売＞

内 差し押さえた不動産、動産などを売却。

申込期間 7月7日(木)～26日(火)。

入札期間 せり売り（動産・自動車）＝8月2日(火)～4日(木)、入札（不動産）＝8月2日(火)～9日(火)。

問 納税指導課☎(211)2292、HP

＜耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額＞

昭和57年1月1日以前に建てた住宅で、50万円を超える耐震改修工事を行い、一定の要件を満たす場合は、翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

問 市税事務所（**左表**）の固定資産税課

■市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		固定資産税課	市民税課	納税課
中央区	中央（中央区北2東4サッポロファクトリー2条館）	211-3918	211-3914	211-3913
北・東区	北部（中央区北4西5アスティ45）	207-3918	207-3914	207-3913
白石・厚別区	東部（厚別区大谷地東2交通局庁舎）	802-3918	802-3914	802-3913
豊平・清田・南区	南部（豊平区平岸5の8イースト平岸）	824-3918	824-3914	824-3913
西・手稲区	西部（西区琴似3の1コトニ3・1ビル）	618-3918	618-3914	618-3913

8/1(月)は固定資産税・都市計画税（第2期分）の納期限です

納税に関するご相談は市税事務所納税課（右表）へ

保険・年金

国民健康保険

＜高齢受給者証の送付＞

国保に加入している昭和16年8月2日～21年8月1日生まれの方には、7月下旬に送付します。また、昭和21年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生月（1日生まれの方は誕生月の前月）中に送付します。

＜保険料が決まりました＞

1年間の保険料は**左表**の①～⑨の合計となり、最高限度額は⑩⑪⑫となりました。

なお、一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が減額となる場合があります。

■28年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の27年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×9.02%	④各加入者の27年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.75%	⑦40歳～64歳の各加入者の27年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.85%
均等割額（人数割額）	②17,550円×加入者数	⑤5,490円×加入者数	⑧6,240円×（40歳～64歳の加入者数）
平等割額（世帯割額）	③1世帯当たり33,150円	⑥1世帯当たり10,360円	⑨1世帯当たり8,990円
最高限度額	⑩54万円	⑪19万円	⑫16万円

＜高額療養費限度額適用認定証などの交付＞

病院などの窓口で支払う医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証（住民税非課税世帯の方は、食事代の減額認定を兼ねた認定証）を交付します。詳しくはお問い合わせを。

対 国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方、70歳以上の住民税非課税世帯の方。

＜加入・脱退漏れにご注意を＞

退職や就職などで国保の加入・脱退手続きが必要になる方は、14日以内に届け出をしてください。また、国保以外の健康保険に本人として加入していた方が後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者だった方は、他の家族の扶養に入る場合を除き、国保の加入手続きが必要です。

問 区役所（1ページ）の保険年金課、HP

介護保険

＜介護保険負担割合証の送付＞

要介護（要支援）認定を受けている方には、利用者負担割合を記載した介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。

＜利用者負担額の減額・減免＞

所得の低い方など一定の要件を満たすと、減額・減免が受けられます。認定証をお持ちの方も有効期限が7月末ですので申請してください。

減額・減免制度 ①負担限度額認定＝介護保険施設などに入所した際の食費・居住費を軽減。なお、8月から非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて利用者負担段階を判定、②社会福祉法人利用者負担額減額＝社会福祉法人などから減額対象のサービスを受ける際、特に生計が困難な方は利用者負担、食費・居住費を軽減、③旧措置入所者の利用者負担の特例＝介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所していた方は、以前の負担を超えないように利用者負担と食費・居住費を軽減。

問 区役所（1ページ）の保健福祉課

後期高齢者医療制度

＜新しい保険証の送付＞

7月下旬に送付します。

＜減額認定証の交付＞

病院などの窓口で支払う医療費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。対象は市民税非課税世帯の被保険者です。有効期限は7月31日(日)までで、28年度も非課税世帯と確認できる方には、新しい認定証を7月末までに送付します。所得が確認できない場合は申請が必要です。

問 区役所（1ページ）の保険年金課

国民年金

＜保険料免除のご相談を＞

第1号被保険者で、保険料の納付が困難な方には、申請により保険料の全額または一部が免除となる場合があります。50歳未満の方には、申請し承認されると納付が猶予さ